

分類表

事業別内訳は、調査票第1面「11」欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑪、⑫、⑬、⑰」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑰」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	07-08	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。) 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
	駐車場サービス	07-14	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 ×自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×駐車場のサブリースサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	07-19	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 「12-40 交通広告スペース提供サービス」
	電気供給サービス		
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	電気供給サービス(電気事業者向け)	11-01	電気事業者向けに販売する電気 ※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。 【内容例示】 ○地帯間販売電力料、他社販売電力料 ○特定卸供給事業(アグリゲーター)
	電気供給サービス(その他事業者向け)	11-02	一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の電気 ※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。 【内容例示】 ○電気小売事業(電気事業者以外の事業所向け):電力料(特別高圧電力、高圧電力、低圧電力、農事用電力、臨時電力)
	電気供給サービス(一般消費者向け)	11-03	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の電気 ※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。 【内容例示】 ○電気小売事業(家庭向け):電灯料(公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、農業用電灯)
	送配電サービス	11-04	送配電事業者が、自らが維持する送配電システムにより、その供給区域において、需要家又は他の送配電事業者が電力を供給するサービス(一般送配電、送電、配電、特定送配電等) 【内容例示】 ○託送収益

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	電気供給サービス(続き)			
	電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス	11-05	電気の小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス 【内容例示】 ○電力小売供給媒介サービス、電力小売供給取次サービス	
	都市ガス供給サービス			
	都市ガス供給サービス(ガス事業者向け)	11-06	ガス事業者向けに販売する都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管(ガス事業者向け)	
	都市ガス供給サービス(その他事業者向け)	11-07	一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス小売事業(事業所向け) ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管(その他事業者向け)	
	都市ガス供給サービス(一般消費者向け)	11-08	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の都市ガス 【内容例示】 ○都市ガス小売事業(家庭向け) ○都市ガス供給事業の一環としての修繕・配管(家庭向け)	
	都市ガス供給・配給サービス	11-09	ガス導管事業者が、自らが維持するガス導管により、その供給区域において、需要家又は他のガス導管事業者が都市ガスを託送するサービス 【内容例示】 ○ガス導管事業者が行う配管・修繕工事	
	都市ガスの小売供給の媒介・取次ぎ・代理サービス	11-10	都市ガスの小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス 【内容例示】 ○ガス小売供給媒介サービス、ガス小売供給取次サービス	
	熱供給サービス	11-11	蒸気、温水、冷気、冷水等を導管を通じて提供するサービス	
	水道供給・下水処理サービス	11-12	水道管その他の設備をもって水を供給するサービス(※水道事業者、水道用水供給事業者又は工業用水道事業者から、浄水場施設の運転、保守、点検及び水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスを含みます。)、排水管、排水渠その他の排水施設をもって下水を排除し、処理施設及びポンプ施設をもって下水を処理するサービス(※下水処理場の運転、保守、点検及び下水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスを含みます。)	
	⑫ 運輸、郵便事業の収入	鉄道運送サービス		
		鉄道旅客運送サービス(定期券)	12-01	鉄道(鋼索鉄道、索道、無軌条電車を除く。)により、定期券での乗客を運送するサービス
鉄道旅客運送サービス(定期券以外)		12-02	鉄道(鋼索鉄道、索道、無軌条電車を除く。)により、定期券以外での乗客を運送するサービス	
鉄道貨物運送サービス		12-03	鉄道により、貨物を運送するサービス	
鋼索鉄道、無軌条電車、索道鉄道による旅客運送サービス		12-04	鋼索鉄道、無軌条電車、索道鉄道による旅客運送サービス 【内容例示】 ○ケーブルカー、トロリーバス、ロープウェイ、リフト(スキー場を含む。)	
鉄道線路提供サービス		12-05	他の鉄道事業者が鉄道線路を使用させるサービス	
鉄道車両提供サービス		12-06	他の鉄道事業者が鉄道車両を使用させるサービス ※他の鉄道事業者の路線への乗り入れに伴い、当該他の鉄道事業者が鉄道車両を使用させるサービスを含みます。	
道路旅客運送サービス				
一般乗合旅客自動車運送サービス(定期券)		12-07	定期券で乗車する旅客に対する一般乗合旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
一般乗合旅客自動車運送サービス(定期券以外)		12-08	定期券以外で乗車する旅客に対する一般乗合旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
一般乗用旅客自動車運送サービス(タクシー・ハイヤーサービス)		12-09	一般乗用旅客自動車運送事業による旅客運送サービスのうち、タクシー、ハイヤーにより提供されるもの ※介護事業者や訪問介護員等による有償運送サービスを含みます。	
一般貸切旅客自動車運送サービス(貸切バスサービス)		12-10	一般貸切旅客自動車運送事業による旅客運送サービス	
その他の道路旅客運送サービス	12-11	その他の道路旅客運送サービス 【内容例示】 ○特定旅客自動車運送事業による旅客運送サービス ○人力車、自転車、その他の軽車両による旅客運送を行うサービス ×運転代行サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」		

分類表

事業別内訳は、調査票第1面「11」欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑪、⑫、⑬、⑰」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑰」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑫ 運輸、郵便事業の収入	道路貨物運送サービス		
	道路貨物運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	12-12	引越サービスや宅配便サービス以外の道路貨物運送サービス 【内容例示】 ○自動車により貨物を運送するサービス ○自転車などの軽車両、原動機付自転車、動物などによる貨物運送サービス ○霊柩車 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている運送サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」 × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 × 自走により自動車を回送するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑨上記以外のサービス事業の収入」に該当
	引越サービス	12-13	住居や事務所などの移転に伴う家財や備品などの移送、設置などを一括して行うサービス 【内容例示】 × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」
	宅配便サービス(個別契約によるもの)	12-14	顧客との個別契約に基づき提供する、宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービス 【内容例示】 ○大口利用者と個別に締結した契約による宅配便サービス × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 × 郵便サービス ⇒ 「12-41 郵便サービス」
	宅配便サービス(個別契約によるものを除く)	12-15	宅配便(郵便及び信書便に当たらないメール便を含む。)サービスのうち、顧客との個別契約に基づき提供するサービス以外のサービス 【内容例示】 ○個別契約に基づかない一般個人や企業、店舗への宅配便サービス × 貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 × 郵便サービス ⇒ 「12-41 郵便サービス」
	水運サービス		
	外航旅客海運サービス	12-16	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により旅客を運送するサービス ※当該船舶による手小荷物運送サービス及び観光、娯楽を主な目的とする旅客運送サービスを含みます。
	外航貨物海運サービス	12-17	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により貨物を運送するサービス
	沿海旅客海運サービス	12-18	日本沿岸諸港間(港湾内を除く。)で船舶により旅客を運送するサービス ※当該船舶による手小荷物運送サービス及び観光、娯楽を主な目的とする旅客運送サービスを含みます。
	沿海貨物海運サービス	12-19	日本沿岸諸港間(港湾内を除く。)で船舶により貨物を運送するサービス
	内陸旅客・貨物水運サービス	12-20	港湾内、河川又は湖沼で船舶により旅客、貨物を運送するサービス ※当該船舶による手小荷物運送サービス及び観光、娯楽を主な目的とする旅客運送サービスを含みます。
	国内事業者向け船舶貸渡サービス	12-21	国内の船舶運航事業者による船舶の貸渡し又は運航の委託を行うサービス
	国外事業者向け船舶貸渡サービス	12-22	国外の船舶運航事業者による船舶の貸渡し又は運航の委託を行うサービス
	航空運送サービス		
	国内航空旅客運送サービス	12-23	国内諸空港間で航空機により旅客を運送するサービス ※本分類に含まれるサービスと併せて当該航空機による手荷物を運送するサービス、航空機による緊急運送サービス及び航空写真の撮影や航空測量などを行う事業者を航空機で運送するサービスを含みます。
	国際航空旅客運送サービス	12-24	日本と外国の諸空港との間又は外国の諸空港間で航空機により旅客を運送するサービス ※本分類に含まれるサービスと併せて当該航空機による手荷物を運送するサービスを含みます。
	国内航空貨物運送サービス	12-25	国内諸空港間で航空機により貨物を運送するサービス
	国際航空貨物運送サービス	12-26	日本と外国の諸空港との間又は外国の諸空港間で航空機により貨物を運送するサービス
	航空機使用サービス	12-27	航空機を使用して、請負により航空運送以外の薬剤散布、魚群探見、空中写真測量などを行うサービス 【内容例示】 × 航空機を使用して広告を行うサービス(広告用飛行船など航空機そのものを広告に用いるサービス) ⇒ 「07-19 屋外広告スペース提供サービス」 × 航空機を使用して広告を行うサービス(航空機内部の設備の一部を広告用スペースとして提供するサービス) ⇒ 「12-40 交通広告スペース提供サービス」 × 航空機を使用した操縦訓練をさせるサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯教育、学習支援事業の収入」に該当 × 航空機以外による航空防除サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰農業、林業、漁業の収入」に該当

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑫ 運輸、郵便事業の収入	倉庫サービス		
	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	12-28	冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス ※トランクルームによる保管サービスを含みます。 【内容例示】 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」
	冷蔵・冷凍倉庫サービス	12-29	冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス 【内容例示】 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」
	運輸附帯サービス		
	3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス	12-30	他者から委託を受けて、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それに伴う物流業務(商品等の入荷管理、保管管理、流通加工(包装、梱包)、出荷管理から商品等の輸送など)を包括的に受託し、実行するサービス 【内容例示】 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行わないもの ・道路貨物運送サービス ⇒ 「12-12 道路貨物運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」 ・倉庫サービス ⇒ 「12-28 倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)」、「12-29 冷蔵・冷凍倉庫サービス」 ・貨物利用運送サービス ⇒ 「12-32 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)」
	港湾運送サービス	12-31	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送その他の港湾運送に係る作業の全部又は一部を受託するサービス
	貨物利用運送サービス(宅配便サービスを除く)	12-32	貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業による貨物運送サービス 【内容例示】 × 引越サービス ⇒ 「12-13 引越サービス」 × 宅配便サービス ⇒ 「12-14 宅配便サービス(個別契約によるもの)」、「12-15 宅配便サービス(個別契約によるものを除く)」 × 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 「12-30 3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」
	運送取次・代理店サービス	12-33	運送の取次ぎ、委託又は運送貨物の受取を行うサービス、運送事業者の業務を代行して運送契約の締結などを行うサービス
	荷捌き・こん包サービス	12-34	荷物の仕分、整理及びこん包を行うサービス
	有料道路提供サービス	12-35	道路運送車両などの用に供するための道路、橋りょう又はトンネルを提供するサービス
	レッカー・ロードサービス	12-36	自動車のけん引、パンクの修理、燃料の補給及び落輪の対応などを路上で行うサービス
	水運附帯サービス	12-37	けい船岸壁、上屋その他のふ頭施設などの水運施設を管理・提供するサービス(※入港料を含みます。)、水運附帯サービス 【内容例示】 ○海運仲立サービス ○検数・検量サービス ○船積貨物鑑定サービス ○水先案内サービス ○サルベージサービス ○綱取サービス、海難救助サービス、曳船サービス
	航空附帯サービス	12-38	滑走路、空港ターミナルビル内の共用スペースその他の施設を管理・提供するサービス、航空附帯サービス 【内容例示】 ○搭乗手続等サービス ○駐機スペースや格納庫の提供 ○給油作業の請負 × 燃料の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」に該当
	その他の運輸附帯サービス	12-39	その他の運輸附帯サービス 【内容例示】 ○自動車ターミナル提供サービス ○貨物荷扱固定施設提供サービス ○通関サービス ○鉄道線路補修サービス ○道路パトロールサービス ○観光協会の会費収入 ○道路の除雪 × 道路以外の除雪(一般消費者向け) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 道路以外の除雪(事業者向け) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当

分類表

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳〔⑦、⑪、⑫、⑬、⑰〕に対応しています。
 ※事業別内訳〔⑦、⑰〕は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑫ 運輸、郵便事業の収入	交通広告スペース提供サービス	12-40	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業に係る施設・設備(駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機など)の広告スペースを提供するサービス ※当該施設・設備におけるデジタルサイネージ、音声アナウンスサービスを含みます。
	郵便サービス	12-41	郵便物又は信書便物を引受・取集・区分・配達するサービス、日本郵便株式会社より、簡易郵便局業務を受託するサービス 【内容例示】 ○日本郵便株式会社による郵便サービス、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく民間信書便サービス、電報類似サービス ×電気通信事業法に基づく電報サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩情報通信事業の収入」に該当 ○簡易郵便局業務の委託手数料(基本額、取扱料、加算額) ○株式会社ゆうちょ銀行・株式会社かんぽ生命保険からの窓口業務の委託手数料 ×日本郵便株式会社以外の事業者が収受する切手・ハガキの販売手数料 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
⑬ 金融、保険事業の収入	貸付サービス	13-01	銀行等の金融機関が資金の貸付を行うサービス 【内容例示】 ○住宅ローン利息、カードローン利息、フリーローン利息、自動車ローン利息、学資ローン利息 ○貸出金利、現先取引利息、債券貸借取引利息、コールローン利息、買入手形・売渡手形利息、事業者向けの貸付型のクラウドファンディングサービスの利息及び手数料
	貸付以外の資金運用	13-02	貸付以外の資金運用による収益 【内容例示】 ○有価証券利息配当金(持株会社の営業利益に含まれる受取配当金を除く)、預け金利息、金利スワップ受入利息、商品有価証券損益、特定取引有価証券損益、特定金融派生商品損益、トレーディング損益、有価証券売却損益、有価証券償還損益、金融派生商品損益、為替差損益、金銭の信託運用損益、特別勘定資産運用損益
	クレジットカードによる販売信用サービス	13-03	クレジットカード会社等がクレジットカードの所有者に対して信用を供与するサービス 【内容例示】 ○一般消費者・事業者による2か月超後払いやリボルビング払いに伴う手数料収入、販売信用業務による会員からの手数料収入
	クレジットカード加盟店向けサービス	13-04	加盟店に対してクレジットカード決済システム等を利用させるサービス 【内容例示】 ○国内・国外利用分の加盟店手数料収入
	クレジットカード会員向けサービス	13-05	クレジットカードに付帯する会員向けの情報提供や優待割引などを提供するサービス 【内容例示】 ○会員の入会金及び会費収入
	クレジットカードによらない販売信用サービス	13-06	販売店で商品等を購入するとともにその商品等を購入するためのクレジットの申込みをして利用するサービス 【内容例示】 ○一般消費者・事業者向けの個別信用購入あっせんに係るクレジット手数料
	割賦金融サービス	13-07	割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とする又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行うサービス
	投資助言・代理サービス(不動産投資顧問サービスを除く)	13-08	投資顧問(助言)契約に基づき、有価証券など金融商品への投資判断について助言を行うサービス ※顧客と投資運用業者との投資一任契約又は投資助言業者との投資顧問(助言)契約の締結の代理・媒介を行うサービスを含みます。 【内容例示】 ×不動産投資顧問サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	債務保証サービス	13-09	債務を履行しない場合に備えて、第三者が債務を保証するサービス 【内容例示】 ○金融機関からの借入を保証する信用保証サービス、家賃保証サービス、公共工事前払金保証サービス、再保証サービス
	資金決済サービス		
前払式支払・資金移動サービス	13-10	資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段発行者が、物品の購入又は役務の提供に用いる証券、番号、記号などの決済手段を加盟店に利用させるサービス(※コード決済事業者が提供するインターネット上の決済を含みます。)、資金決済に関する法律に規定する国内及び海外あての為替取引を提供するサービス 【内容例示】 ○商品券・電子マネー・QRコード決済・プリペイドカード・プレミアム付き商品券等の加盟店手数料 ×課金・決済代行サービス ⇒ 「13-12 課金・決済代行サービス」 ×銀行法に規定する為替取引 ⇒ 「13-17 その他の金融サービス」	

事業別内訳	サービスの種類	分類番号	内容例示等
⑬ 金融、保険事業の収入	資金決済サービス(続き)		
	暗号資産交換サービス	13-11	資金決済に関する法律に規定する暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うサービス 【内容例示】 ○暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介・取次ぎ又は代理を行うサービス、他者のために暗号資産の管理をするサービス ×暗号資産の運用益 ⇒ 「13-02 貸付以外の資金運用」
	課金・決済代行サービス	13-12	主としてクレジットカードなど様々な決済事業者と加盟店との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービス 【内容例示】 ×資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段発行者が、決済手段を加盟店に利用させるサービス ⇒ 「13-10 前払式支払・資金移動サービス」 ×資金決済に関する法律に規定する為替取引を提供するサービス ⇒ 「13-10 前払式支払・資金移動サービス」
	金融代理サービス		
	金融商品仲介サービス	13-13	金融商品取引業者又は登録金融機関の委託を受けて、顧客と金融商品取引業者の間に立って、金融商品取引の媒介等を行うサービス 【内容例示】 ○金融商品仲介による手数料
	信託契約代理サービス	13-14	信託契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行うサービス 【内容例示】 ○信託契約代理による手数料
	銀行代理サービス	13-15	銀行のために、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うサービス 【内容例示】 ○銀行代理業務手数料
	その他の金融代理サービス	13-16	金融代理サービスのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○商品先物取引仲介業務手数料、日本銀行代理店業務のうち国庫金の受払や歳入金国税の受入れ業務手数料、政府系金融機関代理業務手数料、信用金庫代理業務手数料、信用協同組合代理業務手数料、労働金庫代理業務手数料、農林中央金庫代理業務手数料、農業協同組合法又は水産業協同組合法に基づく特定信用事業代理業務手数料 ×日本銀行代理店業務のうち国債の利払い及び償還金取扱手数料 ⇒ 「13-17 その他の金融サービス」
	その他の金融サービス	13-17	その他の金融サービス 【内容例示】 ○中央銀行サービス、預金サービス、信託サービス、為替サービス ○金融商品取引サービス、金融商品引受け・募集サービス、投資信託販売会社による投資信託事務代行サービス、金融機関による経営・事務支援サービス、信用取引サービス、投資運用サービス(不動産投資顧問サービスを除く)、商品先物取引サービス ○短期金融市場仲介サービス、手形交換サービス、両替サービス、預貯金等保険サービス、金融商品取引市場等サービス、債権管理回収サービス ○ベンチャー企業等への投資運用サービス ○デビットカードの加盟店手数料 ○その他の資金決済サービス(銀行等間で生じた為替取引に基づく債務を清算するサービス) ×資金決済に関する法律に規定するサービス ⇒ 「13-10 前払式支払・資金移動サービス」、 「13-11 暗号資産交換サービス」 ×不動産投資顧問サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
	保険サービス	13-18	生命保険、損害保険、共済事業、少額短期保険及びこれらに付帯する保険媒介代理サービス
サービス収入以外の収入			
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 「12-39 その他の運輸付帯サービス」 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当	
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注:会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんので、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。	